

札幌中央基署発 0318 第 1 号
札幌東基署発 0318 第 2 号
令和 6 年 3 月 18 日

団体各位

札幌中央労働基準監督署長
(公 印 省 略)
札幌東労働基準監督署長
(公 印 省 略)

建設工事着工期労働災害防止運動の実施について

労働基準行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、札幌中央労働基準監督署及び札幌東労働基準監督署管内の建設業における令和 5 年の労働災害発生状況(令和 6 年 2 月末現在の未確定値)は、死亡災害が前年同期より 4 人減少し 0 人、死傷災害が前年同期より 11 人(3.5%)減少し 303 人です。

一方で、令和 6 年に入り、建設業における死亡者数は既に 1 人(令和 6 年 2 月末現在)に上っており、労働災害防止に向けた基本的な対策の徹底が必要とされるところです。

また、北海道における建設業の労働災害は 4 月から増加し始め、7 月以降は上半期の水準には戻らない傾向があります。

労働災害防止対策の徹底を図るためには、建設現場が動き出す着工期に、安全管理体制の再確認及び安全衛生教育等を実施し、事業場全体に安全意識を定着させることが重要となります。

このような状況を踏まえ、北海道労働局では、本年も 4 月から 6 月の着工期に別添の実施要綱に基づき「『着工期』こそ、安全対策の「質」を決める時期」をスローガンに、「建設工事着工期労働災害防止運動」を展開します。

加えて、5 月 25 日から 5 月 31 日までを「建設安全週間」と定め、各事業場の自主的な労働災害防止の活性化を図ることとしております。

つきましては、本運動の趣旨を御理解いただき、傘下会員に対する周知等について、特段の御配慮をお願いいたします。

裏面参照

リーフレット等は、北海道労働局ホームページに掲載しております。

ホーム > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係 > 安全関係 > 労働災害防止について > 建設業の労働災害防止について

また、URL又はQRコードからもダウンロードできます。

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen-kankei/saigai/kennsetsugyousaigaiboushi.html



厚生労働省

北海道労働局

↑ ホーム

ニュース&トピックス

各種法令・制度・手続き

事例・統計情報

↑ [北海道労働局](#) > [各種法令・制度・手続き](#) > [安全衛生関係](#) > [建設業の労働災害防止について](#)

建設業の労働災害防止について

▶ [過去の「建設業の労働災害防止について」のページはこちら](#)

北海道労働局の取組について

◆令和6年度「建設工事着工期労働災害防止運動」

運動期間：令和6年4月1日～6月30日

- ▶ [「建設工事着工期労働災害防止運動」実施要綱 \[PDF形式：187KB\]](#)
- ▶ [「建設工事着工期労働災害防止運動」リーフレット \[PDF形式：1.6MB\]](#)

【担当】

札幌中央労働基準監督署 安全衛生課

電話 011(737)1192

札幌東労働基準監督署 安全衛生課

電話 011(894)2816